

# あでに戦時体制・戦争ある国!!

## “日米グローバル・パートナーシップ”

### —米国の軍事・経済世界戦略と一体化—

—昨年(2022年)の安保3文書(2022年12/16 国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画)で日本の戦後の安全保障政策は大転換・・・軍拡・敵基地攻撃能力保持・拡大抑止力・日米軍事経済一体化で米国の世界戦略の“矛”となり“盾”となって尖兵としてまい進。

昨年に続き今国会でも7.7兆円の軍拡予算は成立。次から次へと“戦時体制”構築へまっしぐらです。

#### ☆岸田・バイデン日米首脳会談共同声明(2024年4/10)

共同声明、米国議会での演説で「日米同盟は前例のない高みに到達」「いまやグローバルパートナーになった」「自由で開かれたインド太平洋の実現を目指して・・・日米の緊密な連携が求められている」と。

声明・演説で具体的にグローバルパートナーシップの内実が世界に向かって宣言されました。



#### ◎自衛隊と米軍の「指揮・統制」の連携強化

:陸海空自衛隊一体運用の『統合作戦司令部』の創設(防衛予算)&在日米軍司令部の態様変更。

“日米両国は作戦及び能力のシームレスな統合を可能にし、平時及び有事における自衛隊と米軍との間の相互運用性及び計画策定の強化を”。60年安保改定以来最大の変化との指摘も。



戦闘機(F-35A)



戦闘機(F-35B)

#### ◎防衛産業の日米連携(DICAS)

:防衛省と米国防省が主導し「日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議」(DICAS)を開催

#### ◎オーカス(米英豪)と日本との先端技術分野での協力

#### ◎経済領域での共同開発・研究・生産

:“次世代半導体や先端パッケージングに関する両国の民間部門間との強固な協力を・・・グローバルな半導体サプライチェーン強靱化に同志国と共に取り組んでいくことを計画。

\*「産業技術総合研究所と米国国立標準技術研究所との協力覚書」

「日米経済政策協議委員会」《経済版2プラス2》の2023年11/14共同声明、そして米国戦略国際問題研究所が発表したアミテジナイレポート「2024年の日米同盟・統合された同盟へ」(4/4)の提言とほぼ同じ内容が共同声明として出されました。

まさに4/10の共同声明は軍事だけでなく経済ならびにすべての領域で米国と日本が一体になってグローバルパートナーシップとして行動を共にしていくことが宣言されたものです。米国の対中国包囲網戦略=米国の軍事並びに経済の覇権を維持強化するため中国排除戦略の具体的施策の実行です。

これって日本の国益になるのだろうか?日本独自の戦略は?平和主義はどこにいったのでしょうか?

# 《「共同声明」を実現する法案・施策が今国会に上程されている》

## ☆ 殺傷能力ある武器輸出も解禁へ

安保 3 文書で武器輸出の解禁と軍需産業の育成強化がうたわれ、2023 年通常国会で「防衛産業基盤強化・武器輸出解禁法」が成立し、ついに殺傷能力ある武器輸出が「防衛装備移転三原則」の運用指針の改定によって実現されました。(2024 年 3/26)

\*日本国憲法平和主義から 1976 年「武器輸出禁止三原則」

\*武器輸出解禁へ(安倍政権)2014 年「防衛装備移転三原則」

\*防衛装備移転三原則の「運用指針改定」

:ライセンス生産完成品(パトリオット)をライセンス元へ輸出可能に(2023・12)

:次期戦闘機を第三国へ輸出可能へ(2024・3)

殺傷能力ある武器輸出の全面解禁では『死の商人国家』になってしまいます。



## ☆ 「重要経済安保情報保護法」(セキュリティクリアランス法)

“何が秘密それは秘密”の特定秘密保護法の拡大版のセキュリティクリアランス法です。秘密対象が外交・防衛・テロ防止・スパイ防止 4 分野外の“経済領域”に拡大。適性評価を受ける対象者は数十万人になるのでは・・・

「特定秘密保護法」は GSOMIA(秘密軍事情報の保護のための日本政府と米国政府の間の協定)により米国と同等の制度が要求されて。

「重要経済安保情報保護法」は米国の経済覇権維持のため先端技術・経済領域でのサプライチェーン・基幹インフラの設備等での中国はずしという世界戦略実現のため必要とされて。

セキュリティクリアランス=適性評価では精神疾患や信用状況・国籍など機微情報が内閣総理大臣の元一元調査されます。刑罰は 10 年以下の拘禁刑と 5 年以下の拘禁刑の二重構造。監視国家・秘密だらけの統制経済社会へとなってしまいます。戦時体制そのものです。

## ☆ 自治の否定=民主主義がなくなる “地方自治法改正案”

国と地方は「対等」、だから包括的指揮監督の機関委任事務も通達もなくなり、自治事務・法定受託事務で技術的助言の通知となりました。地方自治の本旨=団体自治&市民自治が自治の原則です。



ところが、“国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生、発生のおそれがあるとき”に、個別法の根拠がなくても、事務処理の違法性がなくても、国が地方に「補充的指示」を出せると地方自治法に規定しようとしています。これでは「対等」という自治の原則が壊れてしまいます。

国会の関与もなく、各大臣の判断で指示できるといった有事立法の性格をもつ法案です。

地域主権のユニシティリズムと民主主義に反する改正案には反対です。

☆ これでいいのか? 「おかしい?!」 「いやなものはいや」と声を上げましょう。



佐藤 444-0806

津久井 444-5262

藤代 445-9144



2024 年 5 月